

埼玉県庁ソーシャルメディア利用規約

(趣旨)

第1条 本利用規約では、埼玉県が運用するソーシャルメディア（以下、埼玉県庁ソーシャルメディアと呼ぶ。）における利用規約を定めます。

(提供する情報)

第2条 埼玉県が提供するニュースやお知らせなどを随時配信していきます。
また、災害発生時には、関係各課と連携し、有益な情報を配信します。

(対象アカウント)

第3条 本利用規約の対象とする埼玉県庁ソーシャルメディアのアカウントは次のとおりです。

- | | |
|-------------------|--------------|
| ・ Facebook ユーザネーム | pref.saitama |
| ・ Twitter アカウント | pref_saitama |
| ・ LINE@アカウント | 埼玉県庁 |

(コメントできる者)

第4条 「埼玉県庁ソーシャルメディア利用規約」を全て読み、同意した者のみがコメントできます。なお、コメントした者は本利用規約に全て同意したものとします。

(注意事項)

第5条 埼玉県庁ソーシャルメディアのコメントについての注意事項を定めます。

- 1 原則として、コメントに対して埼玉県から返信は行いません。
- 2 埼玉県は利用者における名前やプロフィール写真、性別、友達リストなど、利用者のアカウント設定上、すべてのユーザーに公開している情報へのアクセスを行います。
- 3 コメントの投稿によって発生する著作権・肖像権侵害等の責任は全て投稿者が負うものとします。投稿者は必ず権利者・被写体本人等の承諾の上、投稿してください。また、著作権等について第三者からの異議申し立て、苦情などがあった場合、埼玉県は一切の責任を負わず、費用負担などを含むすべてを投稿者本人が対応するものとします。
- 4 投稿されたすべてのコメントは、埼玉県が作品の一部を修正または改変して、無償で自由に使用できるものとします。その場合、投稿者は著作権

人格権を一切主張しないものとします。

- 5 投稿テーマの内容と合っていないもの、法令または公序良俗に反しているもの、第三者の権利を侵害するおそれのあるもの、その他埼玉県が不適切だと判断したコメントは削除される場合があります。
- 6 埼玉県はコメントに表示される各種提供情報の正確性や妥当性について、一切の保証をしません。
- 7 予告なく埼玉県庁ソーシャルメディアを閉鎖する場合がありますが、埼玉県に対して異議は唱えないものとします。

附則

この規約は、平成24年5月16日より施行します。

附則

この規約は、平成27年3月17日より施行します。